○農林水産省告示第千五百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区佐野川字生藤山一〇三一の二、一〇三一の五、一〇三一の七、一〇三一の八、一〇三一の八、一〇三一のニ、一〇三一のヘ、一〇三二、緑区三井字大玉久保一三〇五の六・一三〇五の八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字生藤山一〇三一の二、一〇三一の七、一〇三二、字大玉久保一三〇五の六、一三〇五の八

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県恵那市飯地町字祢宜田一三〇六の七・字奥屋一三二四の四六から一三二四の四八まで・一三三五の二二・字魚釣一三四九の五二から一三四九の五五まで・字新皆戸一三七〇の三四から一三七〇の三六まで・字西ケ鼻二四五三の三八から二四五三の四二まで・字中畑二四九一の五五・字川平二五二三の四五・二五二三の四七・二五二三の四八・二五五二の三（以上二十二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、字祢宜田一二六七の二・一二六七の三〇・一三〇五の二・一三〇六の二・字奥屋一三二四の三・字魚釣一三四九の八・字新皆戸一三七〇の六・字西ケ鼻二四七八の四・字中畑二四九一の五・二四九一の二二・二四九一の二三・二四九一の二七・字川平二五二三の一六・二五二三の一八（以上十四筆国有林）、二五二三の三九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県加茂郡八百津町八百津字鷲ケ峰二〇二の六・二〇三の五・二〇四の二・二〇四の六・二〇四の七・久田見字西之口五九八四の三〇・字八町五九八七の一七から五九八七の二六まで・五九八八の一から五九八八の一五まで・五九八八の一〇・五九八八の一一・五九九八の二三・五九九八の二五（以上二十五筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、八百津字鷲ケ峰二〇二の八から二〇二の一二まで・二〇三の七から二〇三の一五まで・二〇四の一〇・二〇四の一一・二〇四の一三から二〇四の一六まで・二〇四の一八・二〇四の一九・久田見字八町五九八七の三・五九八七の一二（以上二十四筆国有林）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　ダム用地とするため

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県加茂郡八百津町南戸字若木四二〇の二三から四二〇の二六まで・字上新田六三三の一・潮見字大西五七四の九（以上六筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、南戸字下之田一〇八五の一・一〇八五の二の一（以上二筆国有林）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　解除の理由　ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県加茂郡八百津町八百津字鷲ケ峰二〇二の六・二〇三の五・二〇四の二・二〇四の六・二〇四の七・久田見字西之口五九八四の三〇・字八町五九八七の一七から五九八七の二六まで・五九八八の一から五九八八の一五まで・五九八八の一〇・五九八八の一一・五九九八の二三・五九九八の二五（以上二十五筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、八百津字鷲ケ峰二〇二の八から二〇二の一二まで・二〇三の七から二〇三の一五まで・二〇四の一〇・二〇四の一一・二〇四の一三から二〇四の一六まで・二〇四の一八・二〇四の一九・久田見字八町五九八七の三・五九八七の一二（以上二十四筆国有林）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　ダム用地とするため

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県加茂郡八百津町南戸字若木四二〇の二三から四二〇の二六まで・字上新田六三三の一・潮見字大西五七四の九（以上六筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、南戸字下之田一〇八五の一・一〇八五の二の一（以上二筆国有林）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　解除の理由　ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県恵那市長島町中野字槙ケ根一二六九の四五六・一二六九の六〇〇・一二六九の六三六・一二六九の六三七（以上四筆国有林）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県恵那市武並町竹折字折坂一九九の三一三（国有林）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千五百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県可児郡御嵩町大久後字川平七五六六の一二・七五六六の一四から七五六六の一六まで・七五六七の四・字地蔵根七六二七の四・七六二八の四・字水落七七一二の一・七七一三の一六（以上九筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・七七一一の二・七七一三の三・七七一三の一四（以上三筆国有林）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　ダム用地とするため

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県可児郡御嵩町小和沢字北浦山七五五二の八五・七五五二の一一八（以上二筆国有林）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　解除の理由　ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び御嵩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区与瀬字平野二三六の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県菊池郡大津町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び大津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県宿毛市小筑紫町石原字白皇谷一九〇八の一・一九〇八の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を高知県庁及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）